

旧国立農業試験場芽室宿舎跡地（福祉ゾーン）の今後の活用方針について

1 経緯（これまでの背景）

町は、障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指し、平成12年度に芽室町障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、以降、1期・3年ごとに計画を改定しながら、障がい者が乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進してきました。

第2期計画（平成15年策定）では、「早期発見及び早期支援」、「就労支援体制の強化」を基本施策として掲げ、発達支援システムを構築し、発達支援を必要とする障がい者（児）に一貫性と継続性のある支援体制を確立すると同時に、障がい者（児）が学校卒業後に働く場所として、就労継続支援A型事業所を誘致し、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めてきました。

令和2年度には障がい者が自立した生活を目指す場として生活体験住宅を整備し、親から自立する体験を経て、一人暮らしが可能となる支援を進めているほか、令和3年度国の交付金を活用して、交通手段が確保できないことで一般就労に至らない方を支援することを目的に、通勤支援体制構築に向けた準備を進めています。

2 課題と解決策

一方、これらの施策を推進していくうえで乗り越えていくべき課題も見えてきました。学齢期から就労体験できる「学び・療育の場」、障がい者が働き続けられるための「相談の場」（本人・家族・企業等）、障がい者同士や地域住民が触れ合える「交流の場」、この町で働きながら暮らし続けられる「就労・生活の場」を整備することが求められます。

課題	現状・具体例	令和3年度の 取組内容	解決策
(1) 放課後や長期休暇中の障がい児の居場所・療育の場が少ない	① 町外事業所の利用ニーズの増加 ○ 利用者・・・令和2年度 12人（対前年度比2.0倍） ○ 扶助費・・・令和2年度 7,616千円（対前年度比2.0倍） ② 送迎対応が可能な事業所は少なく希望者全てが利用できる状況にない。	新規事業所の開設を検討している民間事業所の相談対応	送迎を行う新たな放課後等デイサービス事業所の開所
(2) 働く障がい者の集える場所・相談の場所がない	① 5年間で11人が一般就労するも、環境変化に対応できず体調を崩す方・辞めてしまう方もいる。 ② 一般就労を果たすことで福祉サービスから離れた結果、気軽に相談できる場がない。	町職員がケアマネと連携し、個別相談対応。困難ケース増加	就労・生活等の悩みを気軽に相談できる拠点の整備（地域活動支援センターの整備）
(3) 職場への通勤手段が確保できない	① 町内企業16社に訪問した際、全ての会社が自力での通勤を希望。通勤手段を確保できないことが就労の障壁になっている。	R3.7～通勤支援委託を開始。	通勤支援体制の構築・運用（就労支援）
(4) 親なき後を見据えた住まいの確保	① グループホーム（GH）は町内34床のうち稼働率95%。 ② GH利用者55人中、町外利用者が32人（全体の58.2%）。 ③ GH希望者12名（H30調査） 障がい者自身・家族の高齢化により、年々希望者は増えている。	GHを希望した方には町内の空床（2床）を紹介。	将来的な住まいの整備（新築又は既存施設利活用）

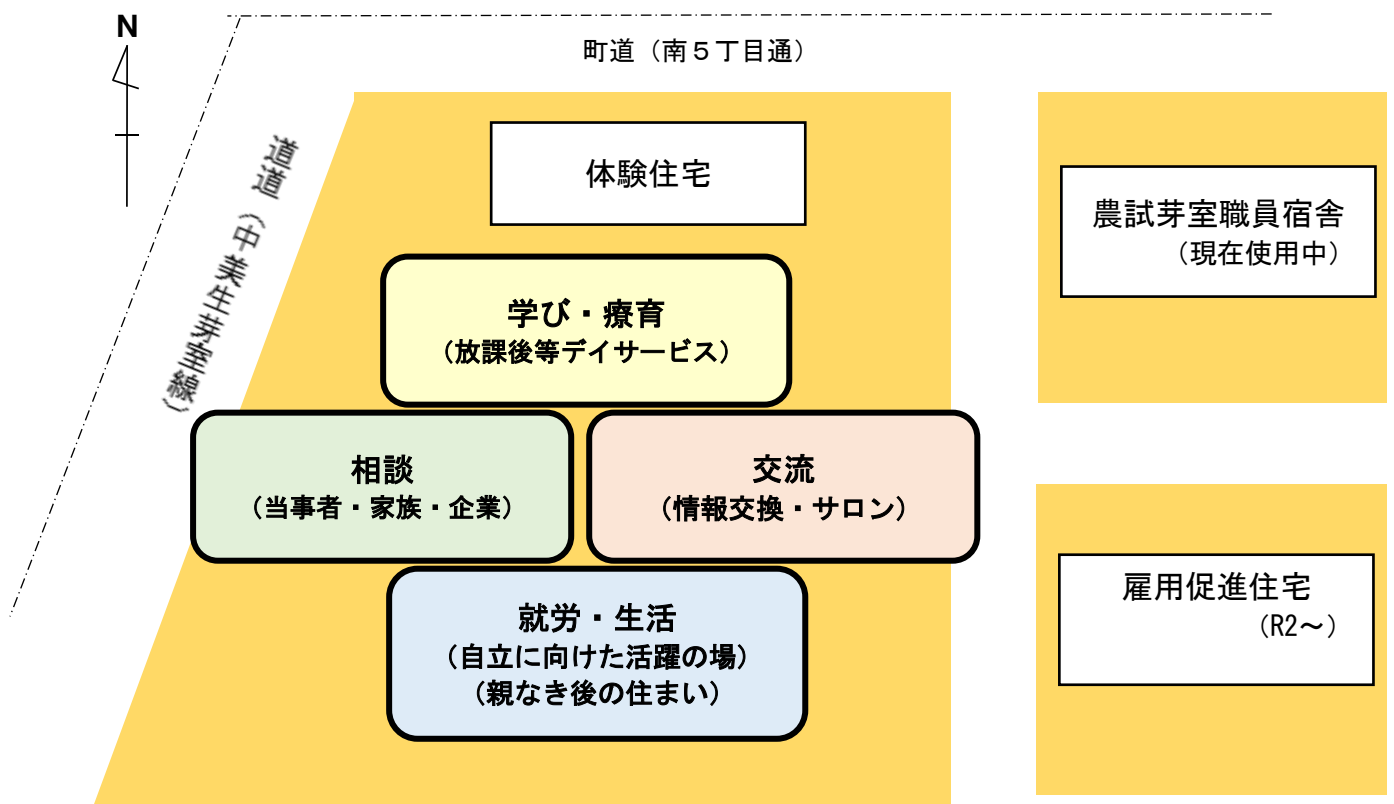
※ 地域活動支援センター…障がい者等が通所し、創作活動や生産活動、社会との交流を行う場

3 今後の展望・方針

町は、令和元年6月に町内南町の国有地（9,744 m²）を取得しました。このうち西側部分は福祉ゾーンとして位置付けましたが、今後、障がい福祉施策を推進していくうえで次のとおり活用していくことを検討しています。

- (1) 場所 芽室町東2条南5丁目（生活体験住宅の南側・雇用促進住宅の西側の土地）
- (2) 手法 行政財産の使用又は貸付（詳細検討中）
- (3) 所要経費 基本は事業者負担。一部町の負担有（老朽化のため使用不可の旧農業試験場芽室宿舎独身寮の解体費、グループホームの整備に係る費用の一部等）
- (4) 活用方法 町の課題や目標を理解・賛同する事業者等へ土地を提供（使用又は貸付）。官民が連携することで民間の経験やノウハウを生かし、スピード感を持ちながら本町の障がい福祉における課題解決を目指す。

イメージ図（東2条南5丁目）



↑この場所を「障がい福祉活躍ゾーン」として、一体的な活用を検討。